附　則

1　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

2　この省令第一条による改正後の国外における旅券手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第三条第一項各号に掲げる処分の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

3　この省令第二条による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）第一条の規定による改正前の旅券法施行令第三条第一項の適用を受けて外国にある者が国外において行う申請に係る手数料について適用し、同日前にその申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

4　ジンバブエにおける手数料の額は、アメリカ合衆国ドルにて納付するものとする。

○経済産業省令第十九号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の規定に基づき、及び同法の規定を実施するため、電気事業法第二条第一項第十四号の要件等を定める省令を次のように定める。

平成二十八年三月十一日

経済産業大臣　林　幹雄

電気事業法第二条第一項第十四号の要件等を定める省令

（発電事業に係る発電用の電気工作物の要件）

第一条　電気事業法（以下「法」という。）第二条第一項第十四号の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する発電用の電気工作物（以下「特定発電用電気工作物」という。）であって、それぞれの接続最大電力（特定発電用電気工作物と一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路その他の電気工作物（一般送配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路その他の電気工作物であって、一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路その他の電気工作物に電気的に接続されているものを含む。）とを直接に電気的に接続する地点（次項において「接続地点」という。）における最大の電力をいう。次条第二項第二号において同じ。）のうち小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業（第三号において「小売電気事業等」という。）の用に供するためのもの（第二号において「小売電気事業等用接続最大電力」という。）の合計が一万キロワットを超えることとする。

一　出力が千キロワット以上であること。

二　出力の値に占める小売電気事業等用接続最大電力の値の割合が五十パーセント（出力が十万キロワットを超える場合にあっては、十パーセント）を超えるものであること。

三　発電する電気の量（発電のために使用するものを除く。）に占める小売電気事業等の用に供するためのものの割合が五十パーセント（出力が十万キロワットを超える場合にあっては、十パーセント）を超えると見込まれること。

2　前項の規定の適用については、同一の接続地点に接続している二以上の発電用の電気工作物は、一の発電用の電気工作物とみなす。

（発電事業の届出）

第二条　法第二十七条の二十七第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第一の発電事業届出書を提出しなければならない。

2　法第二十七条の二十七第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

二　特定発電用電気工作物ごとの接続最大電力及び出力

三　専ら自己の消費の用に供する発電用の電気工作物であって、法第二十八条の三第一項の規定による接続に係るものを有する場合にあっては、当該電気工作物の設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

四　一般送配電事業者にその一般送配電事業の用に供するための電気を発電し、当該電気を供給することを約している場合にあっては、その供給の相手方及びその内容

3　法第二十七条の二十七第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　発電事業の用に供する電気工作物の概要を記載した書面

二　一般送配電事業者にその一般送配電事業の用に供するための電気を発電し、当該電気を供給することを約している場合にあっては、その供給の相手方との契約書の写し

三　届出者が推進機関の会員でない場合にあっては、当該届出者が推進機関に加入する手続をとったことを証する書類

4　法第二十七条の二十七第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第二の発電事業変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書面を添えて提出しなければならない。

（発電事業の地位の承継の届出）

第三条　法第二十七条の二十九において準用する法第二十七条の七第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第三の発電事業承継届出書を提出しなければならない。

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散）

第四条　法第二十七条の二十九において準用する法第二十七条の二十五第一項の規定による事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第四の発電事業休止（廃止）届出書に休止又は廃止を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

2　法第二十七条の二十九において準用する法第二十七条の二十五第二項の規定による発電事業者たる法人の解散の届出をしようとする者は、様式第五の解散届出書を提出しなければならない。

（供給計画の届出）

第五条　法第二十九条第一項の規定による届出をしようとする者は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の中欄に掲げる事項について、同表の下欄に定める期間における計画を記載した様式第六の供給計画届出書を提出しなければならない。

小売電気事業者	一　年度別の最大電力の供給に関すること 二　年度別の電力量の供給に関すること 三　電気の取引（振替供給、接続供給、特定供給及び法第二十七条の三十一第一項第一号の規定による電気の供給を除く。以下この条において同じ。）に関すること	初年度以降十年間
一般送配電事業者	一　月別の最大電力の供給に関すること 二　月別の電力量の供給に関すること	初年度
	一　年度別の最大電力の供給に関すること 二　年度別の電力量の供給に関すること 三　使用を開始し、又は能力を変更する主要な送電線路及び変電所に関すること 四　電気の取引に関すること	初年度以降十年間